

杉並区テニス連盟 団体リーグ戦規約

平成 20 年 4 月 12 日 杉並区テニス連盟

この規約は、杉並区テニス連盟の活動の一環として、団体リーグ戦を行うための規約です。
参加資格は、その年度の杉並区テニス連盟に登録された団体に限ります。

1. 運営

団体リーグ戦の運営について規定します。

1.1 運営組織（杉並区テニス連盟団体リーグ戦運営委員会）

団体リーグ戦の運営は、杉並区テニス連盟団体リーグ戦運営委員会（以下、運営委員会）が行います。

- 1) 本運営に関する審議、運営委員会三役の選出、本規約改定は、杉並区テニス連盟理事会にて実施します。
- 2) 運営委員会三役は、運営委員長、大会レフリー、事務局長にて構成する。その任期は2年とし、留任・二役の兼務を妨げません。
- 3) 運営委員長は、運営委員会を統括します。
- 4) 大会レフリーは、各対戦に関する運営規約違反や不正行為の通報を受け付け、対応処置を決定します。
- 5) 事務局長は、登録チーム・選手の受付、リーグ構成・日程期日と試合結果の告知、その他運営に関わる受付・告知・報告を統括します。
- 6) 三役に関する打合せ・連絡に関しては、必要に応じた隨時とし、三役に委任します。
- 7) ブロック幹事は、各ブロックの上位チームの監督が任命されます。任期は該当年度の監督会議から次年度の監督会議までとします。
- 8) 各ブロック幹事は、運営委員会からの告知を担当ブロックの監督に伝えると共に、各ブロックの試合予定日程・会場把握と試合結果集計・確認を行います。得られた情報は速やかに事務局長へ連絡するものと致します。

1.2 運営機関（杉並区テニス連盟団体リーグ戦監督会議）

団体リーグ戦の運営に関する意思決定は、杉並区テニス連盟団体リーグ戦監督会議（以下、監督会議）にて行います。

- 1) 監督会議は、運営委員会の三役と各チーム監督によって構成します。
- 2) 監督会議は、当該年度にて1回以上開催します。運営委員長が、その必要性を認めた時、臨時の監督会議を開催することができます。

3) 監督会議は、会議への出席者を以って開催とし、参加者（委任を含む）の過半数の賛同によって、議決されます。

4) 監督会議への参加（委任を含む）は、参加チームの義務とします。

5) 監督会議へ参加のないチームは、登録抹消する場合があります。

6) 監督会議で議決されなかった案件は、継続審議を原則としますが、団体リーグ戦の運営に支障をきたす恐れのある案件に関しては、運営委員会の三役が暫定案を策定し運用することを許容するものとします。

7) 監督会議では、以下の諸事項の審議・承認、実施を行います。

- ・ 運営委員会三役（運営委員長、大会レフリー、事務局長）の承認
- ・ ブロック幹事の承認
- ・ 表彰
- ・ 規約改訂の承認
- ・ チームの登録、退会の承認と登録抹消の決議
- ・ その他、本運営に係わる事項

2. リーグの構成

リーグの構成を以下のように規定します。

- 1) 原則として1つのリーグを6チーム以下で構成する部・ブロックの構成とします。
- 2) 最上位を1部とし、1ブロック（1リーグ）で構成します。
- 3) 次段階以降の部（2部、3部）は、アルファベット（A,B,...）で区別する複数のブロック構成を許容します。
- 4) 各部の最大ブロック数は、1つ上位ブロックのブロック数×2以下とします。
- 5) 部・ブロックの構成の変更は、登録チーム数を考慮した上で、運営委員会で提案し、監督会議で承認する事項とします。
- 6) 部の入れ替えは、上位ブロックの下位2チームが降格することを基本とし、降格チームを補充する形で、下位ブロックから昇格を実施することで行います。昇格の優先順位は、①ブロック内順位、②勝率、③マッチ率、④ゲーム率の順で評価することによって決定します。全評価項目が同率の場合は、⑤登録が古いチームを優先します。
- 7) 退会などによる登録抹消チームは、その順位に拠らず降格チーム扱いにカウントします。

3. 試合日程、使用コート、試合ボール

試合日程、使用コート、試合ボールについて規定します。

試合日時、使用コートは、対戦者チームの話し合いによって決定します。

3.1 試合日程の基本

試合日程は、運営委員会指定の日程に従って進めます。

- 1) 一年度に付き、1回のリーグ戦を開催します。開催時期は、夏季シーズンと冬季シーズンにて、1対戦／月で日程を消化することを基本とします。
- 2) 当該月の土曜日、日曜日、国民の休日を予定日、予備日とする日程を基本とします。対戦に先立ち、予め、予定日と予備日を対戦チーム間で調整することを原則とします。
- 3) 雨天順延等による予備日程を翌月とすることを基本とします。
- 4) 予備日程における雨天順延を考慮して、さらに2週間を確保し、最終日程とすることを基本とします。

3.2 試合日時と使用コート

使用コートは、1面4時間、2面2時間を想定します。

リーグ戦の試合日時と使用コートは、対戦チームの話し合いによって決定します。(事前に予定日と予備日の両日程の日時と使用コートを決定しておくこと)

試合日時と使用コートが決まつたら、予定日のホストチーム監督がブロック幹事へメール連絡願います(予定日と予備日の両日程)。メール連絡は、ブロック幹事とビジャーチーム監督・連絡員へ同報します。

使用コート決定は、双方の話し合いが基本ですが、ガイドラインとして、以下を記載します。

1) 対戦チーム双方が、自前の無償提供可能コートを確保している場合

話し合いが着かない場合は、日程の早いチームのコートを予定日とし、予備日はもう一方のチームのコートとします。予定日が同一の場合は、当該リーグ登録上の上位チームのコートを予定日として優先します。

尚、試合用のボールは、双方のチームが折半提供します。使用済みのボールは、双方のチームで提供したものを各々回収するものとします。

2) 対戦チームの一方のみが、自前の無償提供可能コートを確保している場合

話し合いが着かない場合は、自前の無償提供可能コートを優先します。ホストチームは、ビジャーチームにできるだけ配慮するよう願います(開始時刻、施設利用面の便宜)。

尚、試合用のボールは、ビジャーチームが提供します。使用済みのボールは、ホストチームが回収するものとします。

3) 対戦チーム双方が、無償提供可能コートがなく、有料コートを使用する場合

話し合いが着かない場合は、日程の早いチームのコートを予定日とし、予備日はもう一方のチームのコートとします。予定日が同一の場合は、当該リーグ登録上の上位チ

ームのコートを予定日として優先します。

コート使用料は、双方のチームで折半することとします。

尚、試合用のボールは、双方のチームが折半提供します。使用済みのボールは、双方のチームで提供したものとします。

4) 使用するコートにローカルルールがある場合は、ホストチームがビジャーチームに事前に説明を行うこととします。

5) 以下のようなコートは、使用を避けるべきである。

- ・ 1人当たりの使用料が高額なコート(例: 3,000円／人を超えるコート)
- ・ プレーヤー以外のコーチ・応援者の入場を規制する／入場料を課すコート
- ・ 杉並区から遠距離に位置するコート(例: 片道2時間以上)
- ・ その他、社会通念上、極端な制限のあるコート

3.3 試合ボール

試合ボールは、JTA公認球(新品)を用意下さい(但し、ノンプレッシャーボールは不可とします)。

1) 銘柄は問いません(対戦チーム同士で話し合って下さい)。

2) 対戦チーム合計で、2個×マッチ分を用意下さい(ロストボール時に備え、若干の余裕準備をお願いします)。

3) ボール折半時で端数が出る場合は、端数分はビジャーチームが負担します。

4. チーム登録と選手登録

団体リーグ戦へのチーム登録について規定します。

4.1 チーム登録

団体リーグ戦へ登録できるチームは、その年度の杉並区テニス連盟に登録された団体に限ります。1団体で2チームまで登録できます。

登録は、監督会議の承認を経ることとします。

1) 1団体で1チームを結成できない場合は、杉並区テニス連盟に登録された他の団体と合同で1チーム登録することもできます。

2) 当該年度に登録を希望するチームは、運営委員会が指定する募集期間に、チーム登録を済ませること(杉並区テニス連盟への団体登録が前提となります)。

3) チーム登録は、所属団体名(合同チームの場合は、複数団体名)と監督と連絡員の登録を以って実施します。

4) 監督と連絡員の登録は、所定の様式で行います。

5) チーム名、監督・連絡員の登録情報は、運営委員会、他の監督・連絡者等の関係者に

開示させて頂きます。

- 6) 新規登録チームの順位は、既登録チームの末尾とし、その登録順をチーム順位として代用します（早く登録したチームが上位順位を得ます）。
- 7) 合同チームの分裂は、当該団体間での合意のもとで、1チームのみ前回結果の順位を継続可能とします。当該団体間で合意できない場合は、登録抹消と新規登録の扱いとします。再編に関しても、上記に準じます。
- 8) 登録費用は、1チーム、1年度当たり¥3,000とします。
＊一旦、納付された登録費用は、返金致しません。

4.2 選手登録

各チームの選手登録数には、上限を設けません。1選手が、複数チームに登録することは禁止します。チーム登録の最小構成は、男性5名、女性3名とします（合計8名）。

選手登録は、年度に2回受付期間を設けます（夏季・冬季シーズンの前）。

- 1) 選手登録は、所定の様式で行います。
- 2) シーズン中の登録選手の入れ替えは認められません。

5. 試合方法

団体リーグ戦の1つの対戦は、4つのマッチ（男子ダブルス2、女子ダブルス1、混合ダブルス1）にて実施します。

- 1) ルール全般は、JTAルールに従います。
- 2) 試合順は、男子D1、女子D、男子D2、混合Dを原則とします。
- 3) 各々のマッチは、1セットマッチ（6ゲーム・オールにて12ポイントタイブレーク、ジュースあり）を基本とします。使用コートの確保時間を考慮して、3ゲームズ・オール・スタート、ジュースをノーアド（1本勝負）のような時間短縮マッチも認めます。時間短縮の方法は、対戦チームの監督（もしくは当日の責任者）が合意の上、推進下さい。
- 4) 勝敗が確定しても、全マッチを実施して下さい。
- 5) 試合当日、対戦チームは、事前にオーダー表（スコア・カード）の交換をして下さい。決められた時間にて、コートに整列し、オーダー発表と挨拶をして下さい（進行はホストチームサイドで実施下さい）。挨拶を以って、対戦開始とします。
- 6) 対戦の成立は、3マッチが実施できるメンバーが揃うこととします（具体的な最低人数は、男性2人・女性2人（男子D2のDEF）か男性4人、女性1人（女子DのDEF）です）。3マッチが実施できる人数がない場合は、全マッチをDEF負けとします。対戦成立の場合で、不足するメンバーのマッチに関しては、当該マッチのみをDEF負けとします。

- 7) 個人の重複エントリーは、2種目までとします。混合ダブルス出場メンバーは、男子D1、女子Dの種目と重複出場することを許容します。その他の個人の重複エントリーは、試合進行上問題がない範囲で許容するものとします。
- 8) 試合前のウォームアップは、サービス8本（ジュース、アド・コート各4本）のみとします。時間的な余裕がある場合は、対戦チーム間で調整可とします。
- 9) 審判は、セルフジャッジとします。双方からチア・アンパイア、ラインズマンを公平に出し合って行ってもよいこととします。
- 10) 痙攣などの体調不良による試合中断（メディカル・タイム・アウト）は、1人に付き1回（3分間）までとします。時間超過・同一選手2回目にて当該マッチを棄権とします。棄権サイドの既取得スコアは有効とします。
- 11) ベンチ・コーチに関しては、当日の対戦メンバーとオーダー表記載のベンチ・コーチのみが、ベンチ内でのコーチングを実施可能とします。コーチングが許されるのは、コートチェンジの時のみとします（オフ・プレー中の応援は可能）。
- 12) 応援に関しては、コートの外（ベンチ後方）から実施のこととします。インプレー中に大きな声・騒音を出してはなりません。
- 13) 何らかの不正行為（未登録選手の偽名出場など）が発見された場合は、そのチームは失格とし、全対戦をDEF負け扱いとします。
- 14) 試合終了後、両チームの監督（もしくは当日の責任者）は、スコア・カード（オーダー表）の一致を確認し、署名後、スコア・カードを再度交換します。自分の署名を追記します。スコア・カードは、各チームで1年間保管下さい。
- 15) 対戦の勝敗は、以下の優先順で決定します。
 - 1) 勝ちマッチ数
 - 2) 得失ゲーム数
 - 3) 混合ダブルスの勝者
- 16) ホストチームの代表（もしくは当日の責任者）は、試合結果を速やかにメールで報告下さい。宛先は、各ブロック幹事と対戦相手の監督 or 連絡員とし、メールで同報下さい。期限は試合当日を含む7日以内とします。報告された試合結果に誤りがある場合は、試合当日を含む14日以内に各ブロック幹事へ連絡下さい。
- 17) 服装、シューズに関しては、使用するテニスコートのルールを準用します。
- 18) 天候・日没・時間切れなどで消化し切れなかったマッチは、実施したスコアを有効とし、残りの部分を予備日、予備日程、そして最終日程までの期間で消化するよう努力するものとします。イープン・ゲーム数で順延されたマッチは、ラブ・ゲーム・オールで再試合を行うことを許容します。
- 19) 最終日程までに消化されなかったマッチ・対戦は以下のように扱います。
 - 終了しなかったマッチ：セット数=0-0、ゲーム数・スコアは有効とする。
 - 実施されなかったマッチ：セット数=0-0、ゲーム数=0-0扱いとする。

- 実施されなかった対戦：両チームとも負け扱い。全マッチのセット、ゲーム・スコアは0-0扱い。

6. 試合予定と試合結果の連絡

試合予定（対戦カード、予定日時とコート）や試合結果を受け取ったブロック幹事は、その結果を速やかに、事務局長へ連絡願います。

- ・当該年度のチーム登録が行われない場合
- ・当該年度の登録費が未納の場合
- ・反社会的団体構成員が母体となるチーム
- ・非紳士的行為が甚だしいチーム

7. 退会、チーム再編、登録抹消

退会、チーム再編、登録抹消について、規定します。

7.1 退会

退会は、当該チーム（監督・連絡員）から事務局長宛に退会届を提出することで実施します。様式は問いませんが、退会の旨と所属団体名、チーム名、監督名、退会日付（もしくは、退会予定日付）を記載するものとします。未消化の対戦に関しては、全てDEF負け扱いとします。

退会は、監督会議の承認を経ることとします。

7.2 チーム再編

合同チームの分裂などによるチーム再編に関しては、チーム登録のタイミングでのみ受け付けます。前年度のチーム順位引継ぎに関しては、当事者間での調整・合意が得られた場合にのみ受け付けるものとします。この際には、当事者間での調整・合意が得られた証憑と共に、チーム再編内容、関連する所属団体名、チーム名、監督名、再編日付（もしくは、再編予定日付）を添えて、チーム登録を行うものとします。

当事者間での調整・合意が得られない場合は、前年度のチーム順位は無効とし、新規チーム登録の手続きをとるものとします。

尚、下部リーグ所属チームを強化する目的で、上部リーグ所属チームの主力メンバーを入れ替えるようなケース（恣意的な引き上げ行為）が見受けられた場合は、上部リーグ所属チームの前年度順位を無効とする場合があります。

再編は、監督会議の承認を経ることとします。

7.3 登録抹消

以下のような場合、該当チームは登録抹消されます。

登録抹消は、監督会議の決議を経ることとします。